

# 重要事項説明書

指定訪問看護事業所

4562190050

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub> 済生会支部宮崎県済生会

訪問看護ステーション なでしこ日向

〒 889-0692

東臼杵郡門川町南町4丁目128番地

電話 (0982)63-8002

ファックス (0982)63-8003

## 1. 事業者

|                 |   |
|-----------------|---|
| 法人名             | 社会福祉法人 <sup>恩賜財団</sup> 済生会支部 宮崎県済生会       |
| 法人所在地           | 東臼杵郡門川町南町4丁目128番地                         |
| 電話番号<br>ファックス番号 | (電話) 0982-63-1321<br>(ファックス) 0982-63-4370 |
| 代表者氏名           | 支部長 金丸吉昌                                  |
| 設立年月日           | 昭和27年5月22日                                |

## 2. 事業所の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事業所の種類          | 指定訪問看護事業所                                 |
| 名称              | 訪問看護ステーション なでしこ日向                         |
| 所在地             | 東臼杵郡門川町南町4丁目128番地                         |
| 電話番号<br>ファックス番号 | (電話) 0982-63-8002<br>(ファックス) 0982-63-8003 |
| 業務管理者氏名         | 佐藤幸代                                      |
| 介護保険事業所番号       | 4562190050                                |
| 通常の事業所実施地域      | 日向市内 門川町内 延岡市内                            |

# 訪問看護重要事項説明書

令和6年6月1日現在

## 1 訪問看護ステーション なでしこ日向の概要

|              |  |
|--------------|--|
| 事業所名         | 社会福祉法人 <sup>恩賜財団</sup> 宮崎県済生会<br>訪問看護ステーション なでしこ日向 |
| 所在地          | 東臼杵郡門川町南町4丁目128番地                                  |
| 提供できるサービスの種類 | 訪問看護<br>4562190050                                 |
| サービスを提供する地域  | 日向市内 門川町内 延岡市内                                     |

\*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

## 2 事業所の目的と運営方針

### (1)目的

宮崎県済生会が設置する訪問看護ステーション なでしこ日向(以下、当ステーションという)は、在宅療養者やそのご家族が安心して療養生活が維持できるよう、良質の訪問看護を提供する事を目的とします。

### (2)運営方針

- 一 訪問看護サービスの管理者は、職員が常に在宅療養者やご家族の人権を尊重し、守秘義務を遵守するよう指導致します。
- 二 訪問看護サービスの従業者は、在宅療養者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう努めます。
- 三 訪問看護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との、密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3 事業所の職員体制

|     | 資格                      | 常勤          | 非常勤         |
|-----|-------------------------|-------------|-------------|
| 管理者 | 看護師                     | 1名(従事者を兼ねる) | —           |
| 従事者 | 看護師                     | 10名以上       | —           |
|     | 作業療法士<br>理学療法士<br>言語聴覚士 | —           | 5名以上(病院と兼務) |
| 事務  | 事務職員                    | 2名          | —           |

## 4 営業日及び営業時間

|                         | 通常時間帯      |
|-------------------------|------------|
| 平日                      | 8:30~17:30 |
| 土曜・日曜・祝日<br>12月29日~1月3日 | 休み         |

※上記以外の訪問を希望される場合はご相談ください。

## 5 サービス内容

- \*健康相談(症状の観察、血圧測定等)
- \*日常の看護(清潔、排泄のお世話、食事の援助等)
- \*医師の指示による医療処置(静脈・皮下注射、カテーテル管理、床ずれや傷の手当て等)
- \*リハビリ
- \*介護相談      \*診療の補助      \*終末期看護      \*緊急時訪問看護      \*その他

## 6 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 一 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり(集金は可。)
- 二 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 三 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 四 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 五 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- 六 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

## 7 利用料金

### (1)利用料(自己負担)

- 一 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)の一割または二割です。料金設定の基本となる時間は、居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。(保険料を納めていない方は三割。)  
ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 二 医療保険法からの給付サービスを利用する場合は、国が定める医療報酬の保険者別に定められた割合(一割・二割・三割)の利用料金になります。

### (2)加算料

- 一 緊急時訪問看護加算 6,000円(自己負担 600円または1,200円または1,800円)  
利用者やご家族から急変など訪問の依頼があれば、看護師が何う体制を整えているために認められる加算料です。  
そのため実際の訪問の有無にかかわらず、月初めに1回請求させていただきます。
- 二 特別管理加算 (Ⅰ) 5,000円(500円または1000円または1,500円)  
(Ⅱ) 2,500円(250円または500円または750円)  
利用者が下記の処置、対応を受けていらっしゃる時に、その管理を訪問看護師が行う事で認められている加算料です。月初めに1回請求させていただきます。  
ア 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。  
イ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態。

三 ターミナルケア加算 25,000 円(2,500 円または 5,000 円または 7,500 円)

在宅で亡くなった利用者・病院搬送後 24 時間以内に死亡した利用者について、その死亡前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合は、死亡月につき請求させていただきます。

四 初回加算 (I) 3,500 円 (350 円または 700 円または 1,050 円)

初回加算 (II) 3,000 円 (300 円または 600 円または 900 円)

過去 2 月に渡って、介護・医療保険の訪問看護を受けていない利用者に対して、新たに訪問看護計画書を作成し、初回の訪問を行った場合に算定。

初回加算 (I) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合

初回加算 (II) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合

【料金表 1 : 要介護者】 R6.6~

| 利用時間           | 料金                    |                      |                      | 早朝・夜間(25%増)           |                      |                      | 深夜(50%増)              |                      |                      |
|----------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
|                | (1割)                  | (2割)                 | (3割)                 | (1割)                  | (2割)                 | (3割)                 | (1割)                  | (2割)                 | (3割)                 |
| 20分未満          | 3,140 円<br>(314 円)    | 628 円<br>(628 円)     | 942 円<br>(942 円)     | 3,930 円<br>(393 円)    | 786 円<br>(786 円)     | 1,179 円<br>(1,179 円) | 4,710 円<br>(471 円)    | 942 円<br>(942 円)     | 1,413 円<br>(1,413 円) |
| 30分未満          | 4,710 円<br>(471 円)    | 942 円<br>(942 円)     | 1,413 円<br>(1,413 円) | 5,890 円<br>(589 円)    | 1,178 円<br>(1,178 円) | 1,767 円<br>(1,767 円) | 7,070 円<br>(707 円)    | 1,414 円<br>(1,414 円) | 2,121 円<br>(2,121 円) |
| 30分以上<br>60分未満 | 8,230 円<br>(823 円)    | 1,646 円<br>(1,646 円) | 2,469 円<br>(2,469 円) | 10,290 円<br>(1,029 円) | 2,058 円<br>(2,058 円) | 3,087 円<br>(3,087 円) | 12,350 円<br>(1,235 円) | 2,470 円<br>(2,470 円) | 3,705 円<br>(3,705 円) |
| 60分以上<br>90分未満 | 11,280 円<br>(1,128 円) | 2,256 円<br>(2,256 円) | 3,384 円<br>(3,384 円) | 14,100 円<br>(1,410 円) | 2,820 円<br>(2,820 円) | 4,230 円<br>(4,230 円) | 16,920 円<br>(1,692 円) | 3,384 円<br>(3,384 円) | 5,076 円<br>(5,076 円) |

|                  |    |     |                 |               |               |
|------------------|----|-----|-----------------|---------------|---------------|
| 理学療法士・作業療法士による訪問 | 1回 | 20分 | 2,940 円 (294 円) | 588 円 (588 円) | 882 円 (882 円) |
|------------------|----|-----|-----------------|---------------|---------------|

※理学療法士・作業療法士による訪問は週 6 回を限度とする。

※1 日に 2 回を超えて実施する場合は 1 回 2,650 円 (265 円または 530 円または 795 円)

【料金表2：要支援者】R6.6～

| 利用時間           | 料金                                      |      |      | 早朝・夜間(25%増)                         |      |      | 深夜(50%増)                                |      |      |
|----------------|---|------|------|-------------------------------------|------|------|---|------|------|
|                | (1割)                                    | (2割) | (3割) | (1割)                                | (2割) | (3割) | (1割)                                    | (2割) | (3割) |
| 20分未満          | 3,030円<br>(303円)(606円)<br>(909円)        |      |      | 3,790円<br>(379円)(758円)(1,137円)      |      |      | 4,550円<br>(455円)(910円)<br>(1,365円)      |      |      |
| 30分未満          | 4,510円<br>(451円)(902円)<br>(1,353円)      |      |      | 5,640円<br>(564円)(1,128円)(1,692円)    |      |      | 6,770円<br>(677円)(1,354円)<br>(2,031円)    |      |      |
| 30分以上<br>60分未満 | 7,940円<br>(794円)(1,588円)<br>(2,382円)    |      |      | 9,930円<br>(993円)(1,986円)(2,979円)    |      |      | 11,910円<br>(1,191円)(2,382円)<br>(3,573円) |      |      |
| 60分以上<br>90分未満 | 10,900円<br>(1,090円)(2,180円)<br>(3,270円) |      |      | 13,630円<br>(1,363円)(2,726円)(4,089円) |      |      | 16,350円<br>(1,635円)(3,270円)<br>(4,905円) |      |      |

|                  |        |                             |
|------------------|--------|-----------------------------|
| 理学療法士・作業療法士による訪問 | 1回 20分 | 2,840円 (284円) (568円) (852円) |
|------------------|--------|-----------------------------|

※理学療法士・作業療法士による訪問は週6回を限度とする。

※1日に2回を超えて実施する場合は1回1,420円 (142円または284円  
または426円)

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

【料金表3】

|                             |       |                               |
|-----------------------------|-------|-------------------------------|
| 複数名(看護師2名)訪問加算<br>*料金表1にプラス | 30分未満 | 2,540円 (254円) (508円) (762円)   |
|                             | 30分以上 | 4,020円 (402円) (804円) (1,206円) |

【料金表4】

| 加算料           | 料 金(一割または二割または三割)                     |
|---------------|---------------------------------------|
| 緊急時訪問看護加算     | 6,000円 (600円) (1,200円) (1,800円)       |
| 専門管理加算        | 2,500円 (250円) (500円) (750円)           |
| 特別管理加算 (Ⅰ)    | 5,000円 (500円) (1,000円) (1,500円)       |
| 特別管理加算 (Ⅱ)    | 2,500円 (250円) (500円) (750円)           |
| 初回加算 (Ⅰ)      | 3,500円 (350円) (700円) (1,050円)         |
| 初回加算 (Ⅱ)      | 3,000円 (300円) (600円) (900円)           |
| 退院時共同指導加算     | 6,000円 (600円) (1,200円) (1,800円)       |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 2,500円 (250円) (500円) (750円)           |
| 口腔連携強化加算      | 500円 (50円) (100円) (150円)              |
| ターミナルケア加算     | 25,000円 (2,500円) (5,000円)<br>(7,500円) |
| サービス提供体制強化加算  | 60円 (6円) (12円) (18円)                  |

(3) その他の費用

一 衛生材料等の提供

利用者や家族が、実費負担で衛生材料等の購入を希望された場合、相談に応じます。

二 死後の処置料

在宅にて死亡確認され、死後の処置を実施した場合 10,000円 (必要物品、綿花・包帯等の代金含む。)

三 交通費 (医療保険でのサービス利用時)

当ステーションの規定により、必要に応じて算定します。

四 料金のお支払い方法

毎月月初めに前月分の請求を致しますので月末までにお支払い下さい。また、ご希望に応じて銀行振込み等もご利用頂けます。

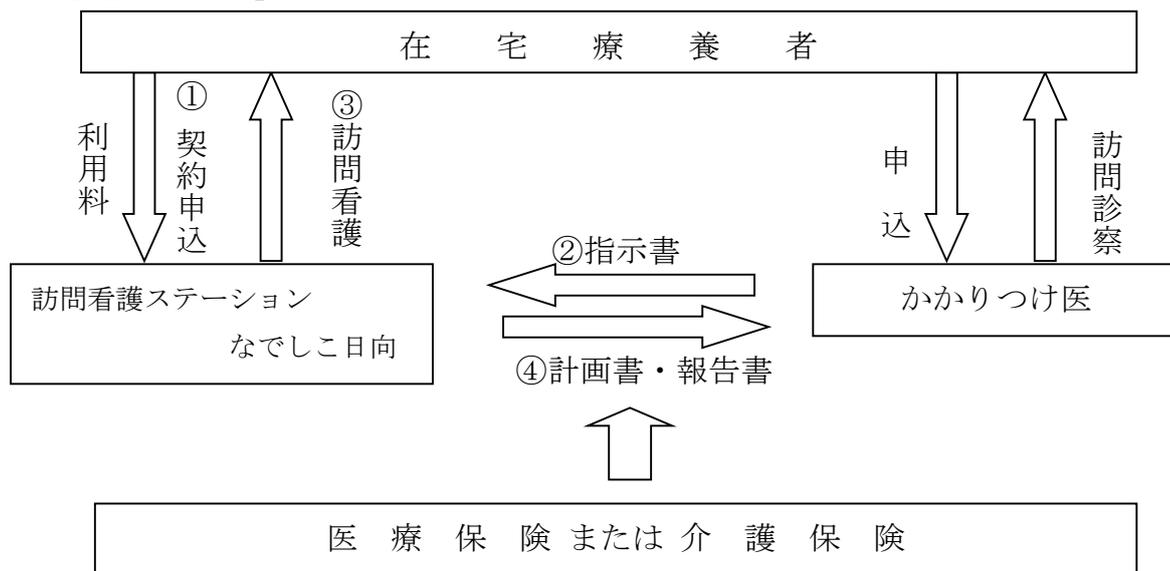
## 8 サービスの利用開始

ご利用にあたっては、かかりつけの医師の指示が必要です。

かかりつけの医師がない場合は、直接当ステーションにご相談下さい。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)とご相談下さい。

### 【訪問看護のしくみ】



## 9 サービスの終了

### (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出下さい。

### (2) 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、できる限り早急に文書で通知いたします。

### (3) 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します)

- 一 利用者が介護保険施設に入所、または病院等に長期入院した場合。
- 二 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- 三 利用者が死亡された場合。

### (4) その他

- 一 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者またはご家族は、文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- 二 利用者が、サービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金をお支払頂

くよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払いがない場合、また利用者やご家族などが当ステーションの職員に対して本契約を継続し難いほどの暴力やハラスメント等の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者

家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は  
損害賠償を速やかに行います。

※なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 【保険会社名】 | 全国訪問看護事業協会             |
| 【保険名】   | 訪問看護事業者賠償責任保険          |
| 【補償の概要】 | 身体障害、人格権侵害、財物損害、管理受託物等 |

#### 11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに別紙「訪問看護サービス利用申込書」に記載された、かかりつけ医等へ連絡し必要な措置を講じます。

#### 12 サービス内容に関する相談・苦情

提供された訪問看護サービスの内容や従業員の態度等について、相談、苦情はいつでも担当者に連絡下さい。

お話があったからといって、ご利用者やご家族の不利益になる事は一切ございません。

当ステーション利用者相談・苦情担当

法人内部窓口 管理者：佐藤 幸代  
電話（0982）63－8002

公的窓口 宮崎県国民健康保険団体連合会  
電話（0985）35－5301  
日向市高齢者あんしん課  
電話（0982）52－2111

門川町福祉課介護福祉係

電話 (0982)63-1140

延岡市健康福祉部介護保険課

電話 (0982)22-7069

13 社会情勢及び天災時の対応について

1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当ステーションの義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を当ステーションは負わないものいたします。

14 医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の体制

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求します。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムによるオンライン資格確認をします。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行います。

なお、本改正は令和7年3月1日から施行します。